

料金・使用料などが変わります

10月1日(火)から、消費税・地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、次のとおり各種料金・使用料などが変わります。詳細など、不明な点は各担当課に問い合わせください。

水道料金・下水道使用料 【問い合わせ先】 役場上下水道課 ☎963-1736 (直)

■ 新料金はいつから？

水道メーターの検針は2か月に1回で、住所によって奇数月の場合と偶数月の場合があります。令和元年9月30日以前から継続して使用している場合は、経過措置の適用により、今回の料金の改定は右表のとおりになります。

※毎月検針の場合は、11月分から新料金となります。

水道料金	9月分	10月分	11月分	12月分
期間	8/16 ? 9/15	9/16 ? 10/15	10/16 ? 11/15	11/16 ? 12/15
奇数月 検針	検針 8%	8%	検針 8%	10%
偶数月 検針	8%	検針 8%	10%	検針 10%

※10月1日(火)以降に新たに水道などを使用する人は、10月分から新料金になります。

■ 基本料金の比較

改正前 (消費税率8%)		改正後 (消費税率10%)	
上水道	13mm 1,080円	上水道	13mm 1,100円
下水道	1,080円	下水道	1,100円
上水道	20mm 1,130円	上水道	20mm 1,150円
下水道	1,080円	下水道	1,100円

※上水道は量水器使用料を含む。

■ 水道料金・下水道使用料の計算方法 (検針が2か月に1回の場合)

【水道料金】

使用水量	基本料金および従量料金
~ 12m ³	① 基本料金 900円
13m ³ ~ 30m ³	② 1m ³ につき 180円
31m ³ ~ 40m ³	③ // 200円
41m ³ ~ 100m ³	④ // 230円
101m ³ ~ 400m ³	⑤ // 270円
401m ³ ~	⑥ // 310円
⑦	量水器使用料 (13mm 使用) 100円
	量水器使用料 (20mm 使用) 150円
算式 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) × 消費税 10%	

(10円未満端数切り捨て)

※量水器使用料は使用される量水器の口径により異なります。

※毎月検針の場合は料金が異なります。

※消費税率の改定に伴う部分のみの変更となります。

※相島は料金が異なります。詳しくは折り込みチラシをご確認ください。

【下水道使用料】

使用水量	基本料金および従量料金
	①基本使用量 1,000円
1m ³ ~ 20m ³	②1m ³ につき 30円
21m ³ ~ 40m ³	③ // 170円
41m ³ ~ 60m ³	④ // 180円
61m ³ ~ 80m ³	⑤ // 190円
81m ³ ~ 100m ³	⑥ // 200円
101m ³ ~ 200m ³	⑦ // 230円
201m ³ ~ 400m ³	⑧ // 250円
401m ³ ~ 600m ³	⑨ // 280円
601m ³ ~	⑩ // 300円
算式 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩) × 消費税 10%	

(10円未満端数切り捨て)

消費税率変更に伴い、各種

ごみの処理手数料

【問い合わせ先】 役場環境課 ☎963-1732 (直)

ごみの処理手数料の適正化を図るため、次のとおりごみ袋などの値段が変わります。

【家庭系一般廃棄物処理手数料】

種 別	区 分	現 行	改正後
家庭系一般廃棄物(可燃系ごみ) ※粗大ごみに該当するものは除く	ごみ袋(大) / 10枚	600円	630円
	ごみ袋(小) / 10枚	350円	370円
	ごみ袋(特小) / 10枚	200円	210円
家庭系一般廃棄物(不燃系ごみ) ※新宮町不燃物処理場への直接搬入	500kgまで	500円	520円
	1 t 未満	1,000円	1,050円
	2 t 未満	2,000円	2,100円
	2 t 以上 500kgあたり	500円	520円
家庭系一般廃棄物(粗大ごみ)	ごみ処理用シール/枚	500円	520円

【事業系一般廃棄物処分手数料】

種 別	区 分	現 行	改正後
事業系一般廃棄物	ごみ袋(大) / 10枚	1,000円	1,050円
	ごみ袋(小) / 10枚	700円	730円

そ の 他

○そびあしんぐう施設使用料、体育施設使用料、研修所使用料

【問い合わせ先】 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111 (直)

各使用料に、100分の110を乗じて得た額に変更します。

○シーオーレ新宮施設使用料 【問い合わせ先】 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995 (直)

各使用料に、100分の110を乗じて得た額に変更します。

○相島きずな館使用料 【問い合わせ先】 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)

各使用料に、100分の110を乗じて得た額に変更します。

○町福祉センター使用料 【問い合わせ先】 町福祉センター健康福祉課 ☎710-8286 (直)

各使用料に、100分の110を乗じて得た額に変更します。

○公園使用料 【問い合わせ先】 役場都市整備課 ☎963-1735 (直)

以前は税込額(内税)で使用料を表記していました。10月1日(火)の税率変更に伴い、外税での表記に改めた上、各使用料に100分の110を乗じて得た額に変更します。